

令和 7 年神審第 3 8 号

裁 決

貨物船 A 岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 7 年 7 月 3 1 日 2 2 時 4 4 分少し過ぎ

兵庫県姫路港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船 A

総 ト ン 数 4 9 8 トン

全 長 7 5 . 9 7 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 7 3 5 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び操縦性能

Aは、平成21年3月に進水し、バウスラスター及び4翼固定ピッチプロペラを装備した鋼製の全通二層甲板船尾機関型貨物船で、3層の甲板室の最上層に操舵室を配し、同室前部には、中央に操舵装置、右舷側に機関遠隔操縦装置及びバウスラスター操作盤が設置され、左舷側にレーダー2台を備えていた。

ところで、海上公試運転成績書によれば、船首1.51メートル船尾3.09メートルの喫水で、航海速力は機関回転数毎分230で11.7ノット、同速力で前進中、舵角35度による最大旋回直径が右旋回及び左旋回で185メートル、全速力後進発令してから船体停止までに要する時間が1分24秒であった。

(2) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）令和7年からAに船長として乗船するようになり、同船と同型の貨物船の乗船経験もあったことから、Aの操船に不安はなく、姫路港での離着岸の経験も豊富であった。

(3) 安全管理体制

Aの船舶運航会社は、輸送の安全を確保することを目的として、安全管理規程を定めており、同規程には、飲酒等の禁止として、船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上である間、当直を実施させてはならないと定められ、発航前にアルコール検査を実施することになっていた。

(4) 姫路港飾磨第1区

姫路港飾磨第1区は、播磨灘北部に面し、西部には、姫路市内を流れる夢前川と船場川が合流し、河口西側の広畑区夢前川岸壁と東

側の飾磨区船場川岸壁に挟まれた最狭部の可航幅が約 350 メートルの水路が形成され、その南口には飾磨航路が南北方向に設定されていた。

(5) 本件発生に至る経緯

A は、a 受審人ほか 3 人が乗り組み、鋼材約 1,600 トンを載せ、岸壁移動の目的で、船首 3.58 メートル船尾 4.82 メートルの喫水をもって、令和 7 年 7 月 31 日 22 時 30 分姫路港飾磨第 1 区の船場川岸壁を離岸し、同港広畑第 1 区の輸出岸壁に向かった。

これより先、a 受審人は、当日 14 時頃から自室で、発泡酒 350 ミリリットルを 1 缶と焼酎 500 ミリリットルを水割りで飲み、17 時頃就寝して 22 時頃荷主からの電話で起床し、岸壁移動を早めることとして、アルコール検査を実施せずにその準備を始めた。

発航にあたり、a 受審人は、飲酒していたので、酒気帯び状態で正常な操船が困難となるおそれがあったが、入出港する他船がいなかったので無難に航行できるものと思い、離岸を延期するなど、酒気帯び状態での船橋当直の実施を適切に回避せず、船場川岸壁を離岸したものであった。

a 受審人は、酒気帯びの状態で、離岸時にバウスラスターを右一杯としたまま船橋当直に当たり、22 時 39 分少し過ぎ飾磨東第 2 防波堤灯台（以下「飾磨東灯台」という。）から 301 度（真方位、以下同じ。）770 メートルの地点で、船首が 215 度を向き、5.2 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）から増速しながら、手動操舵によって水路に沿って飾磨航路に向け、南下を開始した。

a 受審人は、舵を中央として航行中、22 時 42 分半少し過ぎ飾磨東灯台から 250 度 900 メートルの地点で、船首が 214 度を

向き、7.9ノットの速力となったとき、右転して夢前川岸壁に向かう状況となったことに気付いて操舵するとともに機関を後進一杯としたものの、及ばず、22時44分少し過ぎ飾磨東灯台から243度1,270メートルの地点において、Aは、船首が229度を向き、3.4ノットの速力となったとき、同岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に破口等を、夢前川岸壁は矢板に凹損等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、夜間、姫路港において、岸壁移動のために船場川岸壁を離岸する際、酒気帯び状態での船橋当直の実施の回避が不適切で、夢前川岸壁に向かって航行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、姫路港において、岸壁移動のために船場川岸壁を離岸する場合、酒気帯び状態で正常な操船が困難となるおそれがあったから、離岸を延期するなど、酒気帯び状態での船橋当直の実施を適切に回避すべき注意義務があった。しかるに、同人は、入出港する他船がいなかったので無難に航行できるものと思い、酒気帯び状態での船橋当直の実施を適切に回避しなかった職務上の過失により、アルコールの影響で注意力や判断力が大きく低下した状態となり、夢前川岸壁に向かって航行して同岸壁への衝突を招き、船体及び夢前川岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年7月15日

神戸地方海難審判所

審判官 川 西 篤 史